

# タイ商標法について



作成 2014年12月5日  
改訂 2018年2月21日

## 0. はじめに

日本とタイは、600年にわたる交流の歴史を有しており、政治・経済・文化等の様々な面で友好関係を維持している。特に、経済面において密接な関係を築いており、タイから見ると日本は、貿易額・投資額・援助額において常に最上位に位置し、日本から見るとタイは、東南アジアにおける重要な生産拠点の1つであり、また市場となっている。

また、2007年4月には、日タイ経済連携協定（Japan-Thailand Economic Partnership Agreement, JTEPA）が締結され、同年11月から発行されている。さらに、バンコク日本人商工会議所の加盟企業数は、2014年4月時点で1552社に上っている。特に近年では、健康・安全志向の高まり等を背景に、日本の食品への関心が高まっており、タイの食品市場を開拓するためのセミナーが、ジェトロ盛岡の主催により開催されている（2014年10月27日）。

海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要であり、とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。

《平成26年改正に関する情報》

2016年2月18日にタイ商標法改正案が可決され、4月29日付官報により公示された。この改正商標法は、公示から90日後の7月29日に発効した。

なお、連合商標制度は廃止された。

【全8頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

## 【 連絡先 】

---

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

## 【免責事項】

---

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

## 【無断複製・転載禁止】

---

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

## 【弊所のウェブサイト・facebook】

---

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
  - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
  - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
  - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
  - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

